平成２６年（フ）第４３７７号
大阪市鶴見区緑３丁目13番23号
債務者　スタジオ淳こと　耒島淳四郎
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９３号
北海道亀田郡七飯町大川６丁目２番15号
債務者　岡本　幹男
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第５３号
岩手県陸前高田市高田町字馬場前62番地　馬場前特定公共賃貸住宅302号
債務者　榊原　貴子
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第５４号
岩手県一関市千厩町千厩字前田178番地９
債務者　金野　和江
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第５５号
岩手県一関市関が丘76番地　雇用促進第２アパート４―103
債務者　吉田　卓也
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第１３９号
山形市江俣４丁目12番15号
債務者　阿部　　恵
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４８号
山形市鉄砲町１丁目３番22号　ラシェール104号
債務者　後藤美賀子（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８９号
岐阜県大垣市南若森５丁目30番地３　エステート南若森１Ａ号
債務者　加藤　雄士
1　決定年月日時　平成26年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１０２４号
さいたま市岩槻区城町１丁目４番59号　ルークハイツＥ―102
債務者　富樫　　恵（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０３５号
埼玉県蕨市南町２丁目16番16号　南荘202号
債務者　山中　久枝
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４２５号
埼玉県越谷市越ヶ谷２丁目２番24号
債務者　服部満壽子
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４４１号
埼玉県春日部市南４丁目10番１号　春日部アーバンライフ101号
債務者　米田　アキ
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１３２号
新潟県長岡市宮栄３丁目７番８号　宮栄団地市営住宅216号室
債務者　布川富士男
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
栃木県小山市天神町１丁目４番25号　一徳ハイツパートⅡ―517号
債務者　倉持　勝己
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第８２４号
東京都東久留米市下里４丁目１番９―505
債務者　檜森　葉子
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月11日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４２２３号
大阪府東大阪市水走１丁目５番10号
債務者　杉本　恵子
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８２号
栃木県足利市堀込町1003番地11　県営堀里住宅２―14
債務者　松本　町子
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部